

自転車の通行ルールについて



道路下水道局 管理部 自転車課
市民局 生活安全部 防犯・交通安全課

はじめに

自転車は手軽で環境にやさしく、健康づくりにも寄与する乗り物であることから近年注目されています。本市では、安全で快適な自転車利用を促進するため、自転車通行空間等の整備やルール・マナーの啓発活動に取り組んでいます。

また、道路交通法改正により令和8年4月から青切符による取締りが導入されています。

改めて交通ルールを確認して安全運転を心がけましょう。

GOOD
CYCLE
JAPAN

自転車から始まる
人がしあわせなまちづくり。

日本は、自転車交通の役割をもっと大きく振っていきます。
安全・快適に自転車を活用できる環境を実現することにより、
安心な社会や地域の移動環境、観光地づくりや健康長寿など、
人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指します。

安全で安心な社会 自転車利用促進 観光地づくり 地域の良好な移動環境 健康長寿や観光

5月は自転車月間

Velo-city 2027 Ehime
自転車に関する世界最大級の国際会議
2027.5.25-29 愛媛県にて開催!

出典：国土交通省ホームページより

本研修で学んでいただきたいこと

1. 自転車とは
2. 基本のルールについて
3. 自転車通行空間の通行ルールについて
4. 交差点の通行ルールについて

1. 自転車とは

自転車とは

自転車は、道路交通法上は「**軽車両**」となっています。

そして、自転車の中には大きさや構造に応じて「**普通自転車**」とされているものがあります。

自転車

ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であつて、身体障がい者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものです。

普通自転車

一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で他の車両をけん引していないものをいいます。

内閣府令

車体の大きさ

長さ 190 c m以内

幅 60 c m以内

車体の構造

4輪以下であること

側車をつけていないこと。（補助輪は除く）

運転者以外の乗車装置を備えていないこと

（幼児用乗車装置を除く）

ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にあること。

歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出物がないこと。



出典：警視庁ホームページより

1. 自転車とは

自転車の種類

自転車と一口に言っても、通勤や買い物など日常生活で使うのか、本格的なレースに参加するのか、オフロードを楽しみたいのか、さまざまな目的での利用が考えられます。目的や用途別にいくつかタイプに分けて特長を紹介します。

シティサイクル



最も一般的な形の自転車。普段使いに適しています。

ミニベロ（小径車）



20インチ前後のタイヤを装備した小径自転車。走り出しが軽く、日常的な街乗りに適しています。

スポーツタイプ自転車



マウンテンバイクやロードバイクなど、使用目的に適するよう意図して設計された自転車です。

子ども用自転車



大きく分けて「キックバイク」と「補助輪付きの自転車」、「補助輪なしの自転車」の3種類があります。子どもの成長に合わせて選びましょう。

カーゴバイク



大きな荷物などを運ぶことができる自転車です。

電動アシスト自転車



電動アシスト機能がついた自転車。ペダルを漕ぐ力をモーターがサポートしてくれるので、ペダリングが軽く、子どもを乗せた状態でも、坂道を走行する際もラクに走ることができます。

道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車に注意!

電動アシスト自転車には以下①～③を含め、道路交通法の定める基準があります。

- ①ペダルをこがないと走行しない構造であること
- ②人の力「1」に対して、電気モーターによるアシスト力は最大で「2」まで
- ③アシスト力は10km/hを超えたら徐々に減り、24km/hで「0」になること

1. 自転車とは

利用に注意が必要な自転車

“ペダル付原動機付自転車”は自転車ではなく“バイク”です

“ペダル付原動機付自転車”はいわゆる“バイク”であって、道路交通法上は原動機付自転車に分類されます。一般原動機付自転車に該当するものは、いずれの方法で走行させる場合であっても下記のことが必要になります。

- ・ ナンバープレートの表示
- ・ 運転免許を受けていること及び免許証の携帯
- ・ 一般原動機付自転車の交通ルールを守ること
乗車用ヘルメットを着用すること
原則一番左側の車両通行帯を通行すること
多通行帯の交差点では二段階右折すること
- ・ 保安基準を満たした装置
- ・ 自賠責保険または共済の契約

危険 ルールを無視した
**ペダル付き
電動バイク**

ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの

自転車ではなく、一般原動機付自転車又は自動車です!!

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。

公道を走行するために必要なこと

Check 01 一般原動機付自転車等を運転することができる運転免許	Check 02 ブレーキランプ、ウインカー、バックミラー等の備付け
Check 03 ナンバープレートの取付け・表示 (x1234)	Check 04 自動車損害賠償責任保険（共済）への加入

警察庁・都道府県警察

ルールの無視は罰則の対象です!

- 歩道を走行してはいけません
- 乗車用ヘルメットを着用しなければなりません
- 車両用信号を遵守しなければなりません 標識も守らなければなりません
- ナンバープレートの取付け・表示をしなければなりません

保安基準に適合しなければなりません

- バックミラー
- ウインカー
- クラクション
- ヘッドライト
- ブレーキ

自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用（購入）する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。

TSマーク

型式認定を受けているものはこちら

出典：警察庁ホームページより

1. 自転車とは

利用に注意が必要な自転車

「特定小型原動機付自転車」の利用に注意しましょう。

令和5年7月1日からは、電動モビリティのうち一定の基準を満たすものは、「特定小型原動機付自転車」と位置づけられ、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されています。

原則、車道通行で**最高速度20km/h以下**。また、「特例特定小型原動機付自転車」の場合は自転車通行可の歩道も走行可能ですが、**最高速度6km/h以下**などの条件があるため、利用には注意が必要です。なお、16歳未満の者の運転は禁止されています。



電動モビリティの車両区分

自動車	免許必要	大型自動車、中型自動車 準中型自動車、普通自動車 大型特殊自動車、大型自動二輪車 普通自動二輪車、小型特殊自動車	
		一般原動機付自転車	
原動機付自転車	免許不要	特定小型 原動機付自転車 最高速度20km/h以下 ※速度抑制装置で制御	緑色点灯 最高速度表示灯
		特例特定小型 原動機付自転車 最高速度6km/h以下 ※速度抑制装置で制御	緑色点滅

※道路交通法上の車両区分です。

出典：警視庁ホームページより

2. 基本のルールについて

自転車に乗る時の基本ルール **自転車安全利用五則** を守りましょう。

自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化を機会に、令和4年11月1日に内容が変更されました。

~~~~自転車安全利用五則~~~~

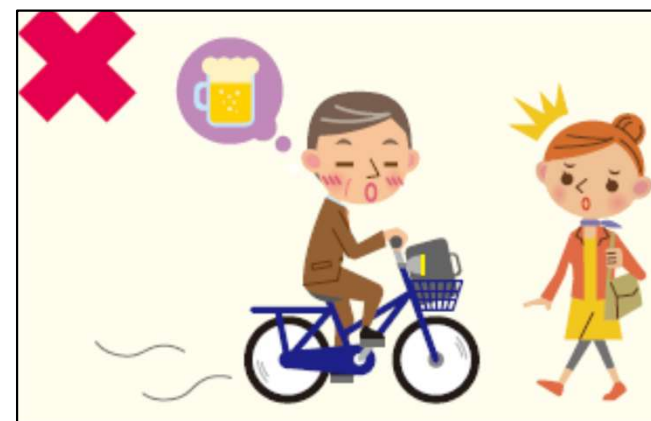
①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用



2. 基本のルールについて

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



反則金

通行区分違反・・・・・・・・・・6,000円（道路交通法第17条第1項）

歩道徐行等義務違反・・・・・・・・3,000円（道路交通法第63条の4第2項）

例外として自転車が歩道を通行できる場合

自転車は車道の左側通行が原則ですが、以下の場合（※普通自転車に限る）は歩道を通行することができます。 その際も歩行者が優先であり、自転車は車道寄りを徐行し、歩行者の通行の妨げとなるときは、一時停止しなければなりません。

①普通自転車歩道通行可の道路標識や道路標示があるとき

②車道を通行することが危険であると認められる方が運転するとき

- ・ 13歳未満の子ども
- ・ 70歳以上の高齢者
- ・ 身体の不自由な方

③車道や交通の状況から見てもやむを得ないとき



2. 基本のルールについて

② 交差点では 信号と一時停止を守って、安全確認

反則金

信号無視・・・6,000円（道路交通法第7条）

一時不停止・・・5,000円（道路交通法第43条）

○車道通行時は**車両用信号機**を守る

○歩道通行時は**歩行者用信号機**を守る

（歩行者・自転車専用と表示された歩行者用信号機がある場合を除く。）



③ 夜間はライトを点灯

反則金

無灯火・・・5,000円（道路交通法第52条第1項）

○前方の安全確認だけでなく、歩行者や自動車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトをつけましょう。



2. 基本のルールについて

④ 飲酒運転は禁止

罰則

酒酔い運転・・・5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

酒気帯び運転・・・3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

自転車の提供者（運転者が酒酔い運転）・・・5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

自転車の提供者（運転者が酒気帯び運転）・・・3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者（運転者が酒酔い運転）・・・3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者（運転者が酒気帯び運転）・・・2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金



⑤ ヘルメットを着用

令和5年4月1日より、**全ての年齢層の自転車利用者に対して、**

乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

○自転車運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

○自転車運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

○児童や幼児の保護者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。



2. 基本のルールについて

自転車の スマホ・酒気帯び 罰則強化

○令和6年11月の改正道路交通法の施行により自転車の危険な運転の罰則が強化されました。

交通安全情報 自転車 SAFETY ACTION 警視庁交通部

自転車を利用する皆さんへ
～運転中の携帯電話等使用等禁止について～

変更 自転車も道路交通法の罰則が適用されます
道路交通法第71条第5号の5

自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

具体的には → **携帯電話等使用等（保持）**

- 携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合
- 携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6ヶ月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には → **携帯電話等使用等（交通の危険）**

- 携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

ながらスマホは事故の元、交通ルールを守りましょう！

街とともに、人とともに。 警視庁 TOKYO SAFETY ACTION <https://www.safetyaction.tokyo/>

交通安全情報 自転車 SAFETY ACTION 警視庁交通部

自転車の飲酒運転禁止強化
～「酒気帯び」にも罰則適用！！～

道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）
道路交通法第65条第1項の規定に違反して車両等（自転車以外の軽車両を除く。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの。

罰則 道路交通法第117条の2の2第1項第3号
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

さらさら 【飲酒運転周辺者三罪の車両に自転車が含まれます】

- ◎酒気帯び運転をするおそれのある人に車両（自転車以外の軽車両を除く）を提供してはいけません
車両提供罪（道路交通法第65条第2項、同法第117条の2の2第1項第4号）
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ◎酒気帯び運転をするおそれのある人に酒類を提供し、または飲酒をすすめてはいけません
酒類提供罪（道路交通法第65条第3項、同法第117条の3の2第2号）
2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
- ◎運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するよう要求依頼して車両（自転車以外の軽車両を除く）に同乗してはいけません
同乗罪（道路交通法第65条第4項、同法第117条の3の2第3号）
2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

自転車だからって甘く考えちゃダメ！
NO 酒を飲んだら乗らない！

出典：警視庁ホームページより

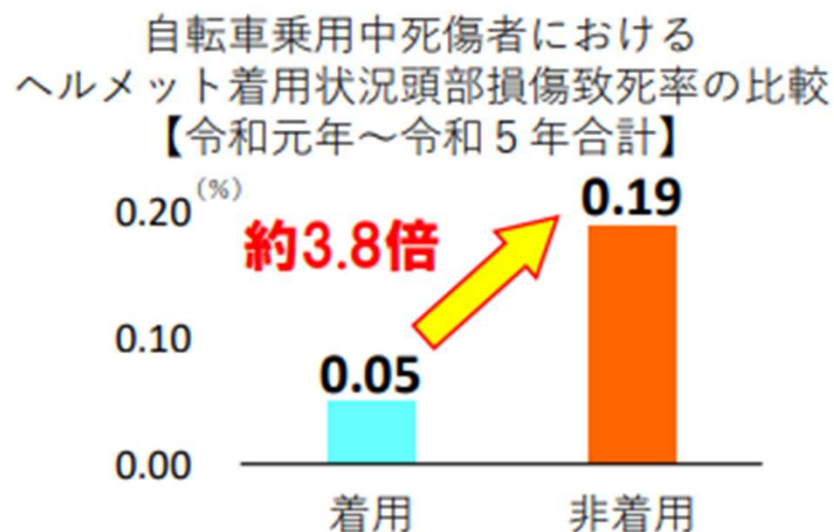
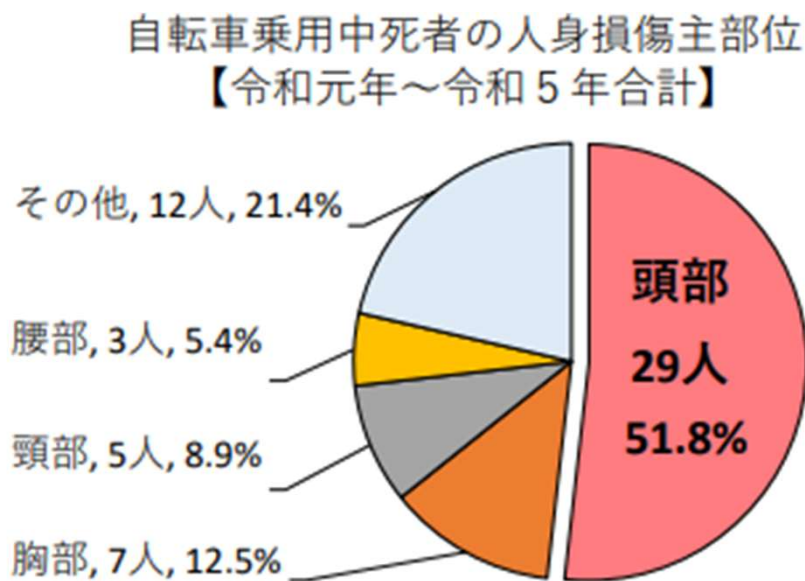
2. 基本のルールについて

自転車死亡事故の**51.8%** (注記1) が**頭部**に致命傷を負っています

また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用してる場合と比較して、着用していない場合の致死率は**約3.8倍**高くなっています。

自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。

(注記1) 令和元年から令和5年までの福岡県内における自転車乗用中死者の損傷主部位の割合



注 自転車乗用中死傷者に占める人身損傷主部位が「頭部」であった死者の構成率を比較したものである。

出典：福岡県警察ホームページより

交通事故による被害を軽減するために、子どもにヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットの着用に努めてください。

2. 基本のルールについて

安全性を示すマークの付いたヘルメットをかぶりましょう

自転車に乗るときは乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

乗車用ヘルメットは、SGマークなどの安全性を示すマークのついたものを使い、あごひもを確実に絞めるなど正しく着用しましょう。

※ヘルメットの一例



SGマーク



JCF公認マーク



JCF推奨マーク

出典：警視庁ホームページより

2. 基本のルールについて

自転車損害賠償保険等^(※)への加入は“義務”

近年、自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が全国的にも相次いでいることなどを踏まえ、被害者救済の観点から、「福岡市自転車の安全利用に関する条例」において自転車損害賠償保険等^(※)への加入が義務付けられています（令和2年10月～）。



保険加入義務の対象者

- ・ 自転車利用者
（未成年者が利用する場合はその保護者）
- ・ 業務中に従業員に自転車を利用させる事業者
- ・ 自転車貸出業者

市職員が業務で自転車を使用する場合

業務で使用した自転車による賠償保障については、財政局で一括加入している「全国市長会」市民総合賠償保障保険の一部対象となります。同保険の詳細は、令和5年6月9日付財管第228号財産管理課長通知をご参照ください。

自転車事故の高額賠償事例

賠償額

9,521万円

小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突。
女性は頭がい骨骨折などで意識不明の重体となった。

(※) 自転車損害賠償保険等・・・自転車を利用中の事故により生じた、他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済。個人賠償責任保険(自動車保険や火災保険の特約等)やTSマーク付帯保険など、さまざまな種類があります。

2. 基本のルールについて

自転車の交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入。

自転車の交通違反に反則金を納付させる、いわゆる“**青切符**”による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が令和6年5月に可決、成立しました。

16歳以上で信号無視や携帯電話を使用しながらの運転等が対象となり、パブリックコメントを実施したうえで、**令和8年4月より施行**されています。

自転車の一定の交通違反に

いわゆる「青切符」が導入

自転車を利用する皆さん

対象年齢 16歳以上

令和8年4月1日から

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入され、検挙後の手続が変わります。
なお、**酒気帯び運転等**の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。

対象となる行為 113種類

通行区分違反（右側通行）	通行区分違反（歩道通行）	道断踏切立入り
並進	通行禁止違反（進入禁止）	通行禁止違反（一方通行）
信号無視	携帯電話使用等（保持）	指定場所一時不停止
公安委員会遵守事項違反（傘せし運転）	公安委員会遵守事項違反（履きの履き間違えない）	交差点右左折方法違反

反則金額は原付バイクと同等
(最高額12,000円)

詳しくは、福岡県警察のホームページで掲載している「自転車の青切符導入」をご参照ください。
また、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」も掲載していますのでぜひご確認ください。

福岡県警察

※「交通反則通告制度」のこと。

2. 基本のルールについて

! こんな違反が反則金の対象です。(反則行為の例)

携帯電話使用等(保持)
12,000円

道路交通法第71条第5号の5

運転中は、携帯電話等を持って通話したり、画面を注視しないようにしましょう

遮断踏切立入り
7,000円

道路交通法第33条第2項

踏切の遮断機が閉じようとしているときや警報機が鳴っている間は、入らないようにしましょう

通行区分違反(歩道通行)
6,000円

道路交通法第17条第1項

自転車は車道通行しましょう。歩道通行は例外です。

車道の右側通行
6,000円

道路交通法第17条第4項 第18条第1項

車道の左側端を走りましょう

信号無視(赤色等)
6,000円

道路交通法第7条

青信号で渡りましょう

無灯火
5,000円

道路交通法第52条第1項

夜間はライトをつけましょう

通行禁止違反(進入禁止)
5,000円

通行禁止違反(一方通行)
5,000円

道路交通法第8条第1項

逆走などせず標識に従いましょう

一時不停止
5,000円

道路交通法第43条

一時停止しましょう

ブレーキ不備等
5,000円

道路交通法第63条の9第1項

正常にブレーキが作動する自転車を運転しましょう

傘さし運転
5,000円

イヤホン運転
5,000円

道路交通法第71条第6号

傘さし運転、イヤホン運転はやめましょう

歩道徐行等義務違反
3,000円

道路交通法第63条の4第2項

歩道を通行できる場合でも安全な速度で通行し、歩行者を優先しましょう

交差点右左折方法違反
3,000円

道路交通法第34条第3項

右折するときは二段階右折をしましょう

並進
3,000円

道路交通法第19条

縦一列で走りましょう

二人乗り(軽車両乗車積載制限違反)
3,000円

道路交通法第57条第2項

二人乗りはやめましょう

酒酔い運転
5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

道路交通法第65条第1項

飲酒運転絶対禁止。反則行為の対象とならず刑事手続の対象となります。

交通事故につながる危険な運転行為や、警察官の警告に従わず違反行為を継続するなどの悪質・危険な行為が、自転車の交通違反の取締り対象となります。
また、飲酒運転や妨害運転等の重大な違反については、これまでと同様に交通切符(赤切符)などの刑事手続により処理されます。

2. 基本のルールについて

自転車等の安全を確保するための規定の創設

令和8年4月より施行の改正道路交通法より、自動車が自転車の右側を通過する際に
両者の間に十分な間隔がないとき、自動車は**自転車との間隔に応じた安全な**
速度で進行する、自転車は**可能な限り道路の左端側によって通行**するとい
う義務が罰則付きで規定されました。

※警察庁HPでは、**少なくとも1メートル程度間隔を**
空けることが安全と記載されています。
また、**自転車等と1メートル程度の間隔を確保できない場合には、**
時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転しましょう！



2. 基本のルールについて

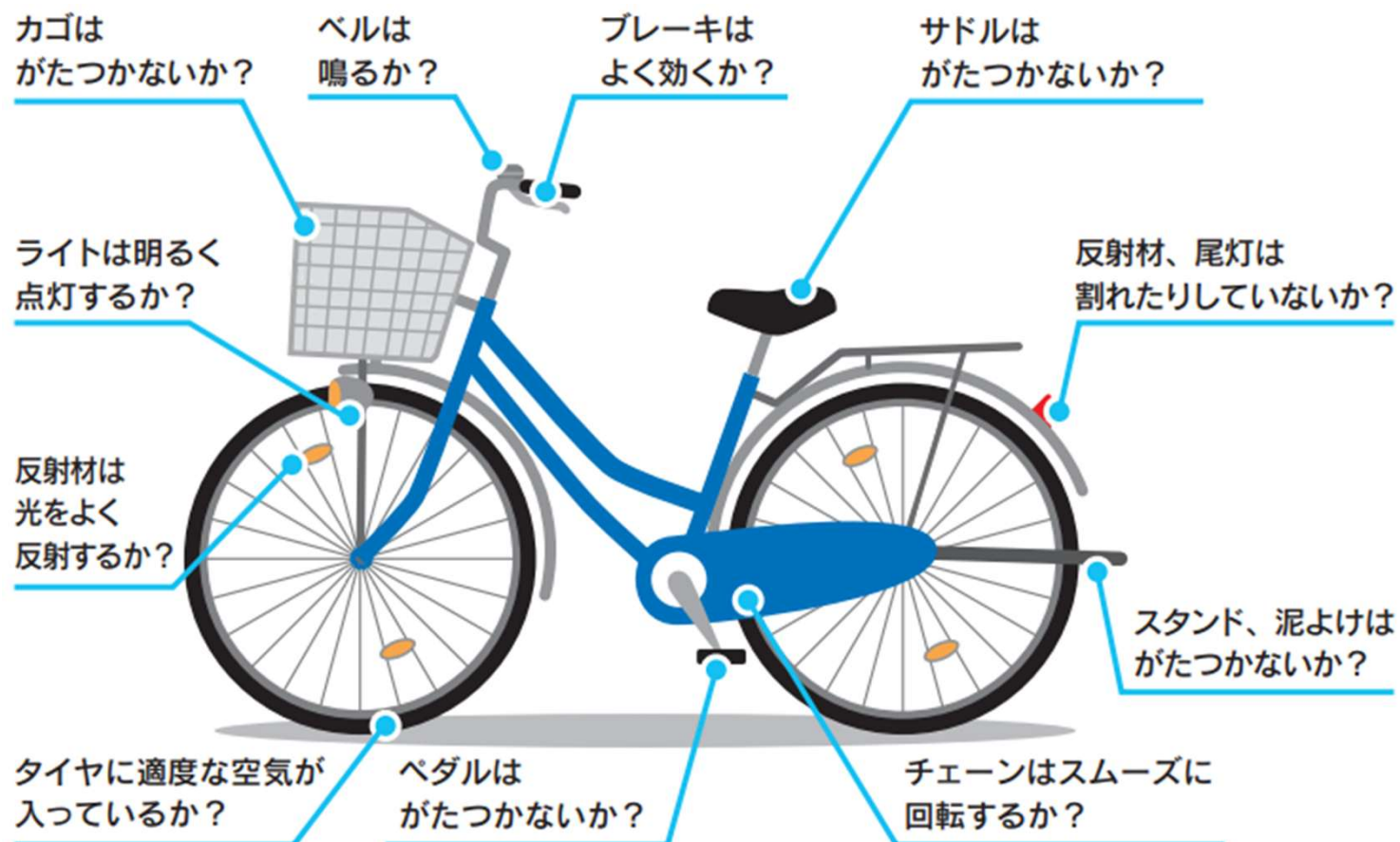
自転車の点検整備を行いましょ

乗る前の点検整備も行ってください。

合言葉は「**ブタはしゃべる**」です。

点検・整備のポイントは
「**ぶたはしゃべる**」

ぶ	た	は	しゃ	べる
ブレーキはよく効くか？	タイヤに適度な空気が入っているか？	反射材は光をよく反射するか？	車体にゆるみやがたつきはないか？	ベルは鳴るか？



出典：内閣府ホームページより

2. 基本のルールについて

幼児乗せ自転車を安全に利用しよう！

停車中の転倒事故を防止するために

1. まずヘルメットをかぶせる！⇒乗車させる⇒シートベルトをしっかり締める

■ヘルメットは、必ず、子どもを自転車に乗せる前に装着！

たとえ停車中や運転中に転倒することがあっても、子どもがケガをするリスクを確実に減らすことができます。そして、乗車させた後はシートベルトを確実に締めましょう。

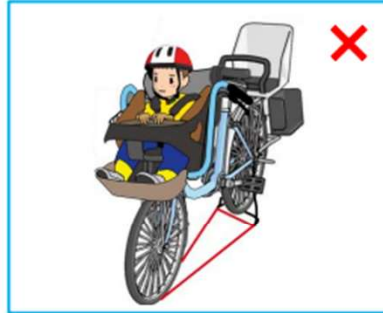


2. 子どもを前の座席に乗せた状態はとても不安定

■前の座席でのケガは、後ろの座席の約6倍

実際に停車中の転倒事故では、前のみ、後ろのみ、前後2人同乗のすべての乗せ方の合計で、前座席でのケガが非常に多くなっています。前の座席に子どもを乗せたまま、後ろの座席の子どもなどの乗せ降ろしをするのも大変危険です。

※ スタンドを立てて停車している自転車は、前の車輪とスタンドの両端の三角形で支えられていて、ここから全体の重心がはずれてしまうと、自転車は転倒します。前の座席に子どもを乗せて停車した状態は、この三角形の一番狭い場所の真上の、しかも高い場所に子どもが位置することになり、非常に不安定な状態となります。



3. 転倒につながる危険はここに

荷物はバランスよく

自転車の左右の中心からはずれた場所に荷物を載せると転倒する危険が大きくなります。特にハンドルにぶら下げことはやめましょう。



常に支えられる体勢で

自転車に子どもを乗せたら、決して目や手を離さず、いつでも支えられる体勢でいることが大切です。

しっかりしたスタンドを

幼児乗せ自転車は、できるだけ幅が広くしっかりしたスタンドを備えた自転車を選びましょう。また、点検時にはスタンドのぐらつきなどもチェックしましょう。

わずかな傾きにも注意

停車する場所にわずかでも傾きがあったり、スタンドの下に凹凸などがあると、転倒する危険が大きくなります。

運転中の転倒事故を防止するために

4. 車道と歩道の段差は要注意

■駐車場などへの車の出入口の段差の乗り越えは避ける。または、ゆっくりと大きな角度で！

駐車場などへの車の出入口は段差高さ5cmが多く、転倒のおそれがあるため、できるだけ避けてください。前方に停車中などでやむをえない場合は、速度を落とし、できるだけ大きな角度をつけて乗り越えることが重要です。



幼児乗せ自転車の選び方

5. 子どもを1人乗せる場合

■1人乗せの場合は、「後ろ乗せタイプ」を選び、後ろ座席に乗せることが望ましい

子どもを1人乗せる場合は、後ろ座席に乗せた方が、ハンドルのふらつきが小さく転倒の危険は少なくなります。そのため、初めから後ろに座席が付いた「後ろ乗せタイプ」が望ましい選択です。



<後ろ乗せタイプ>

※後付けの前座席はハンドルに引っかけて設置

6. 子どもを2人乗せる場合

■2人乗せの場合は、「前乗せタイプ」を選び、前後に乗せることが望ましい

子どもを2人乗せる場合には、「前乗せタイプ」を選択して後ろ座席を付ける方が、ハンドルのふらつきが小さく、運転もしやすく、転倒の危険は少なくなります。なお、前乗せタイプの自転車は多くは前カゴが付いていないため、荷物の載せ方に注意が必要です。



<前乗せタイプ>

※前座席はハンドル中央に設置

⚠ 諸事情によって「後ろ乗せタイプ」にする場合は、前座席をハンドルに引っかけても、運転席周りのスペースに余裕のある（足元が広いなど）自転車を選ぶことが重要です。

普段の点検で注意するポイント

7. ブレーキの点検、保守

■幼児乗せ自転車では、前後両方のブレーキが重要

幼児乗せ自転車は、総重量が大きく、停止する際には、前後両方のブレーキが確実に効かないと目標位置に停まらず、前方のものに衝突するおそれもあります。ブレーキパッド（車輪を挟む部分）のすり減りも早くなるのが考えられるので、乗る前の点検や定期点検で、前後両方のブレーキのチェックをすることが、幼児乗せ自転車では大変重要です。



3. 自転車通行空間の通行ルールについて

では、自転車通行空間の通行ルールについて学んでいきましょう。

福岡市内には現在以下のような形態の自転車通行空間が整備されています。

車道内

<p>① 自転車車道</p> <p>緑石・柵などの工 作物による区画</p> <p>民地側</p> <p>歩道 自転車道 車道</p> <p>歩道 自転車道 車道</p>	<p>② 自転車通行帯</p> <p>民地側</p> <p>車道</p> <p>歩道 自転車 通行帯</p> <p>歩道 自転車 通行帯</p>	<p>③ 車道内共存・ 車道混在</p> <p>民地側</p> <p>歩道 車道</p> <p>歩道 車道</p>
<p>交通規制：あり</p>	<p>交通規制：あり</p>	<p>交通規制：なし</p>

歩道内

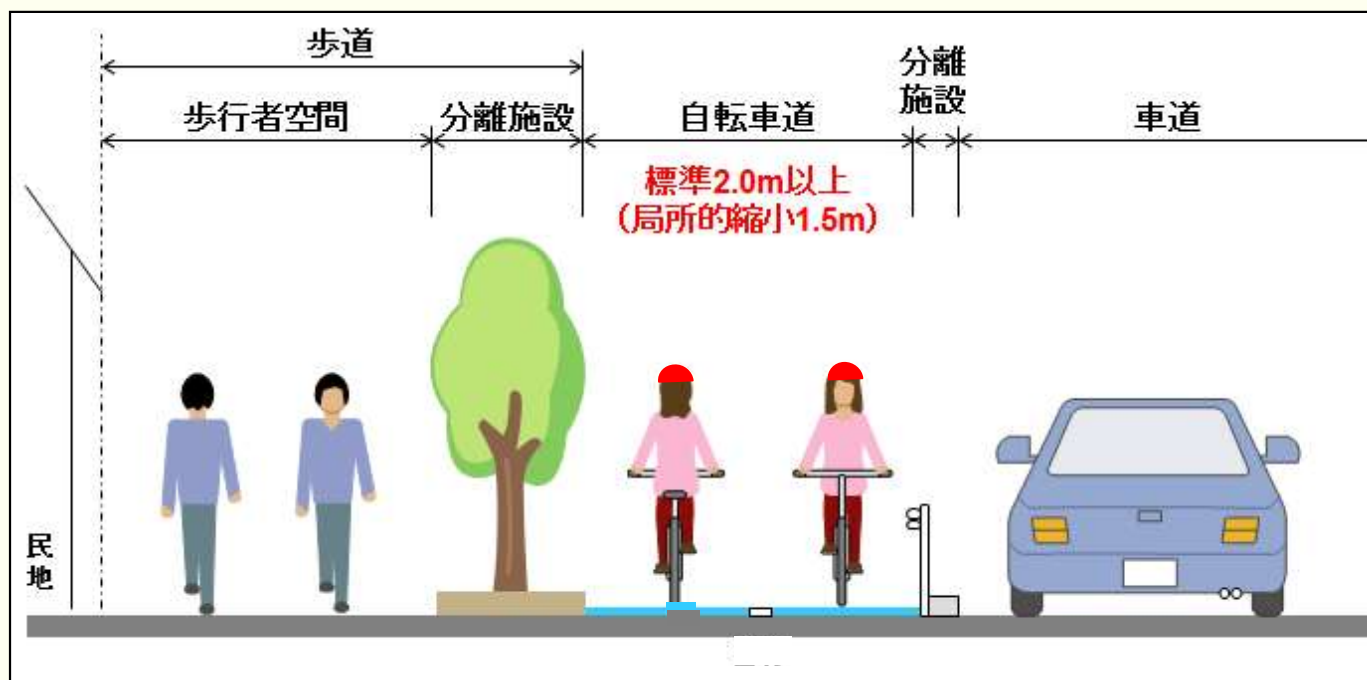
<p>④ 自転車通行部</p> <p>道路標示 (交通規制)</p> <p>民地側</p> <p>路面標示 (法定外表示)</p> <p>道路標示 (交通規制)</p> <p>自転車歩行者道 車道 自転車歩行者道 車道</p>	<p>⑤ 自転車誘導部</p> <p>民地側</p> <p>路面標示 (法定外表示)</p> <p>自転車歩行者道 車道 自転車歩行者道 車道</p>
<p>交通規制：あり</p>	<p>交通規制：なし</p>

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

① 自転車道

このタイプは道路交通法に基づく交通規制がかかっており、自転車は双方向に通行できますが、自転車道がある道路では、自転車は必ず自転車道を通行しなければいけません。

交通規制あり



通行

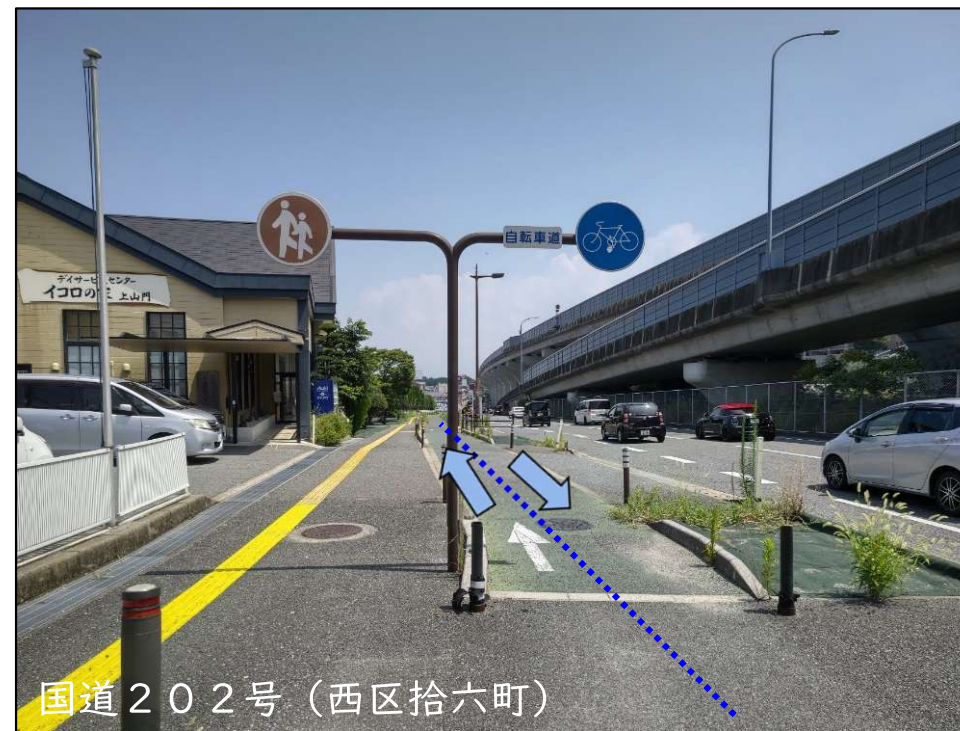
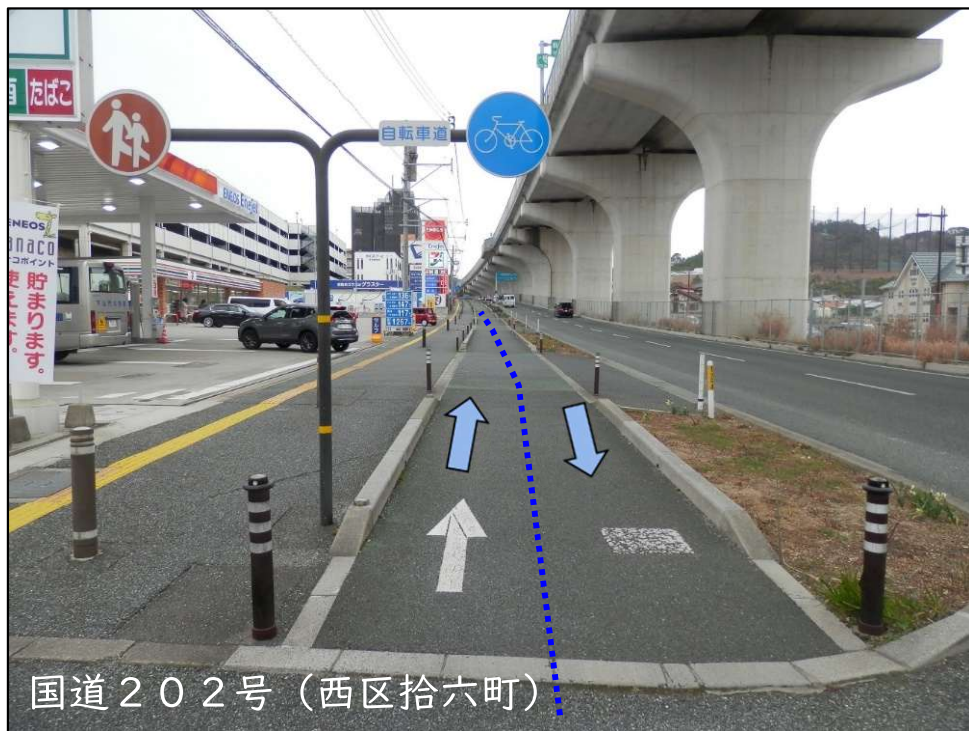
双方向に通行可（左側通行）

ルール

自転車道がある場合、普通自転車は自転車道を通行

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

① 自転車道



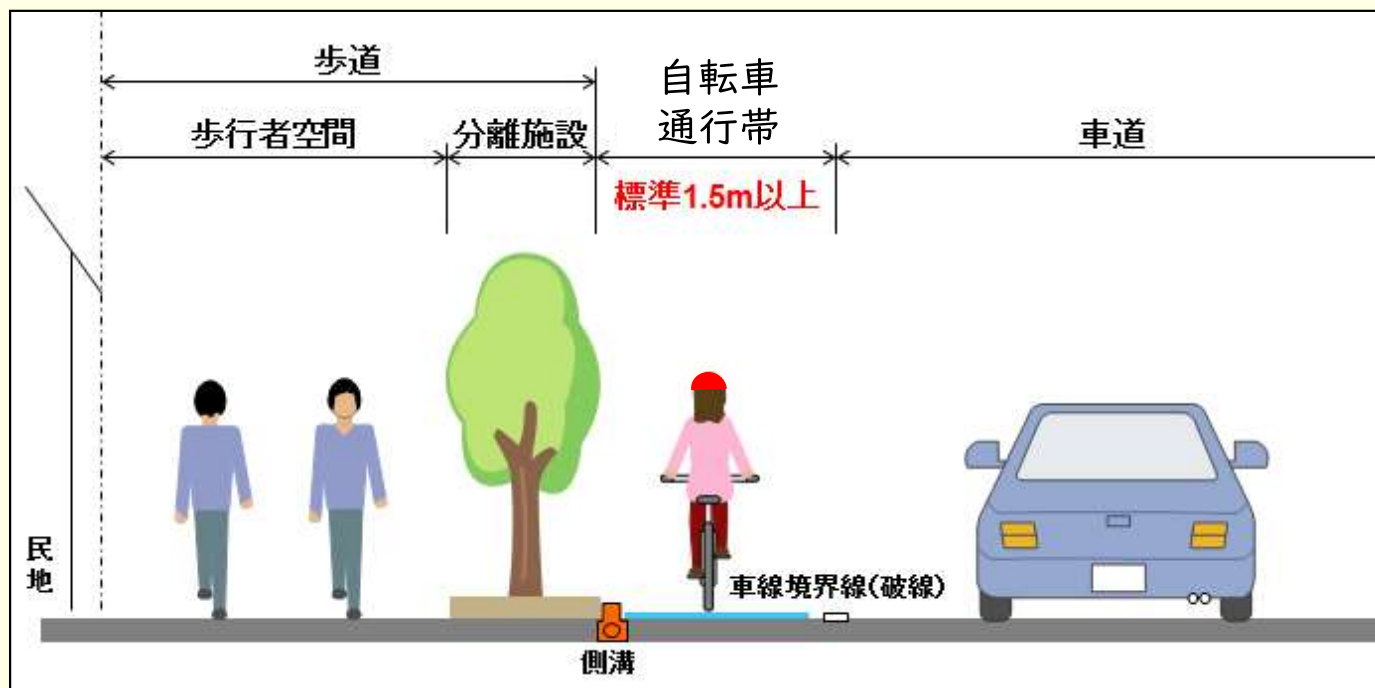
※国土交通省九州地方整備局施工

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

② 自転車通行帯

このタイプは道路交通法に基づく交通規制がかかっており、自転車は左側の一方通行となります。自転車通行帯がある道路では、自転車は原則として自転車通行帯を通行しなければいけません。

交通規制あり



通行

左側の一方通行

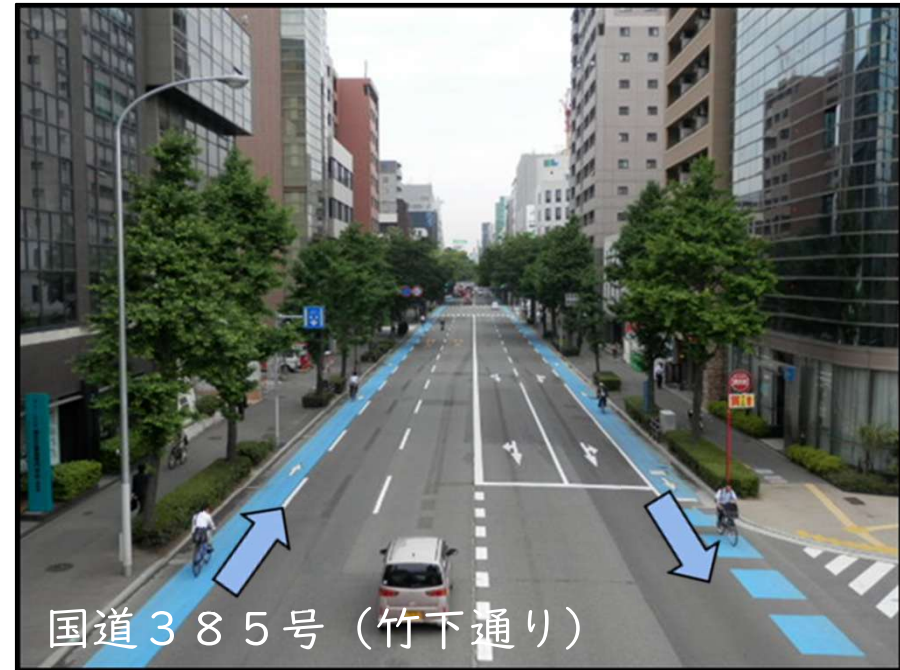
ルール

普通自転車は、自転車通行帯を通行

自動車は原則、自転車通行帯に進入不可

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

② 自転車通行帯



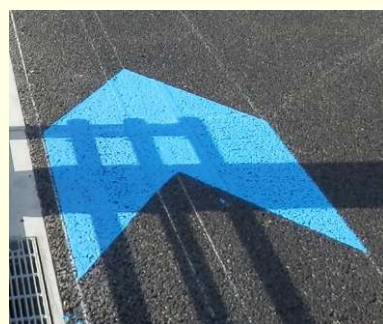
3. 自転車通行空間の通行ルールについて

③車道内共存・車道混在

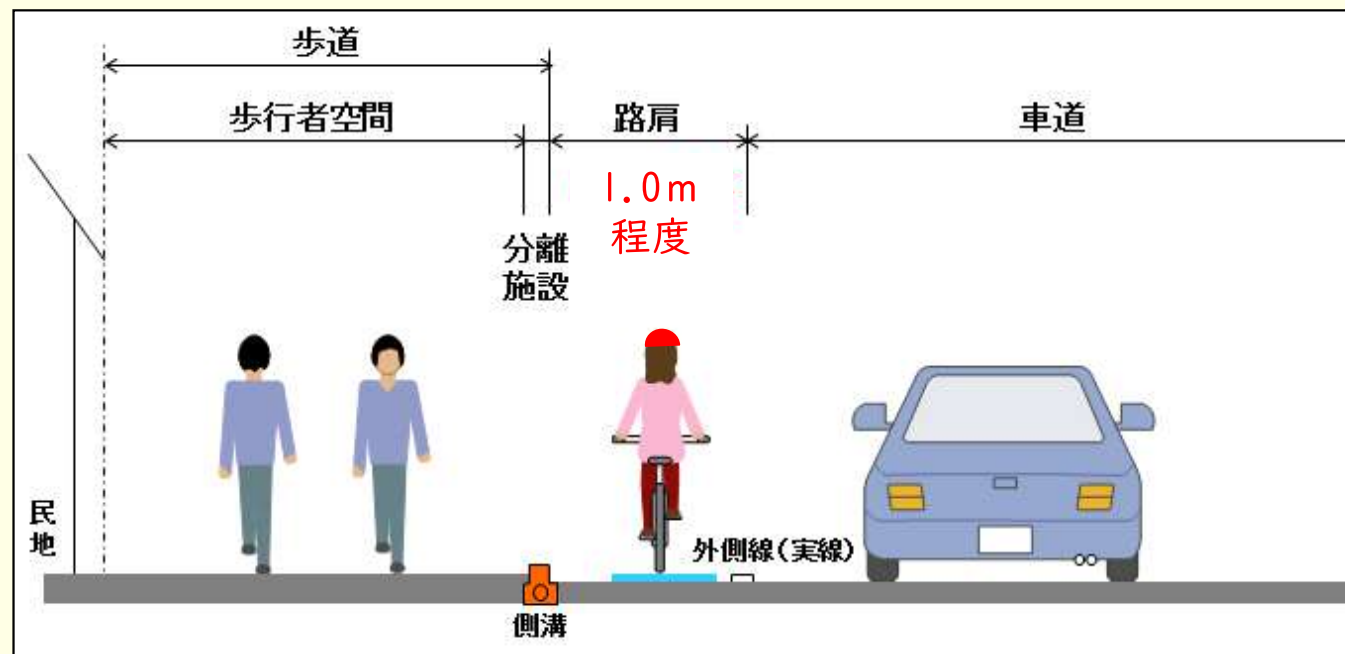
このタイプは啓発サイン（^{やばね}矢羽根）で、道路に自転車の通行位置を明示したものです。交通規制はありません。自動車に自転車の通行位置を示すことで自転車通行の安全性を向上させています。自転車は左側一方通行となります。

交通規制なし

（啓発サイン）



^{やばね}
【矢羽根】



通行

左側一方通行

ルール

矢羽根による交通規制はないが、車道の左側を通行

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

③ 車道内共存



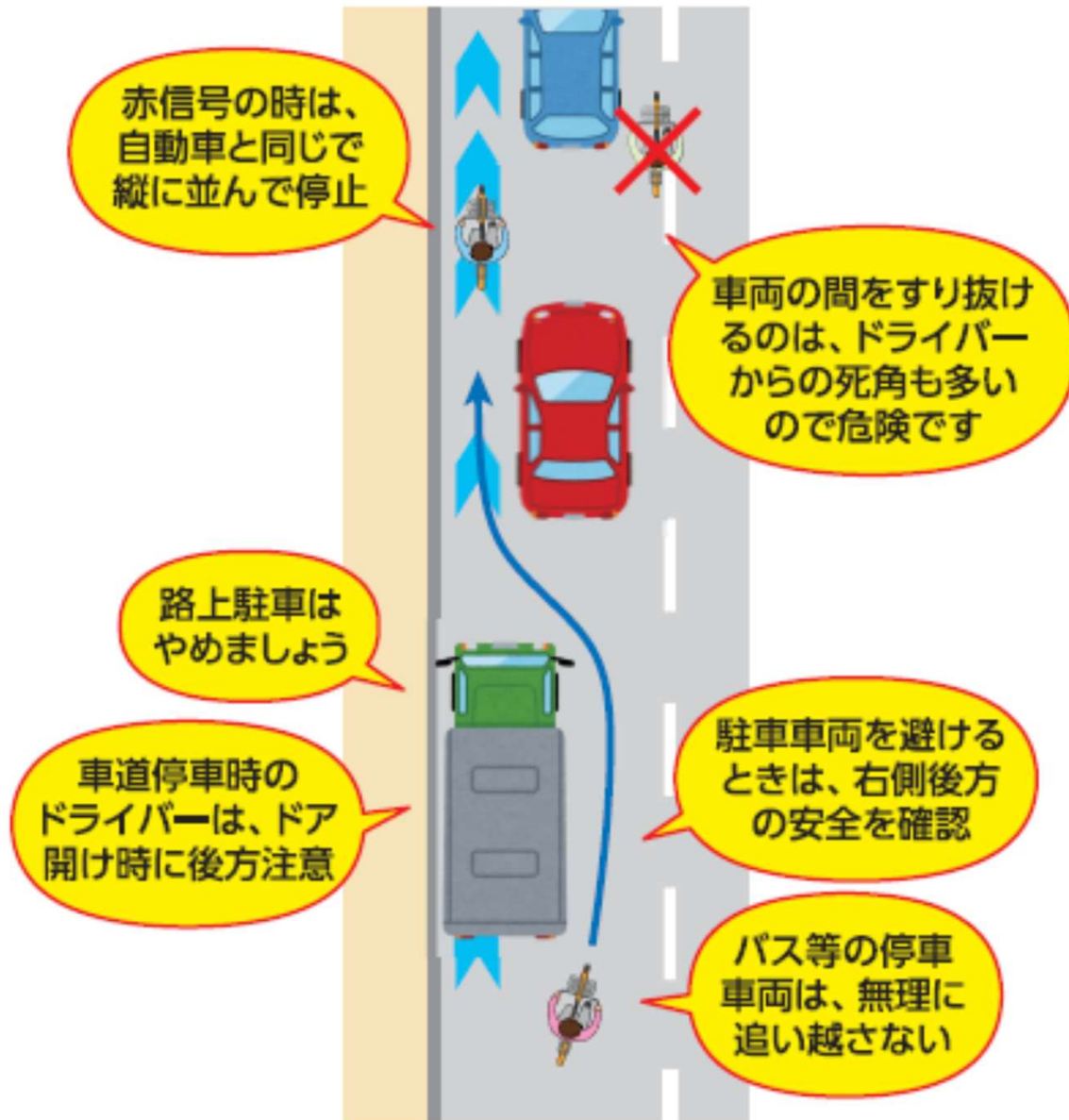
3. 自転車通行空間の通行ルールについて

③車道混在

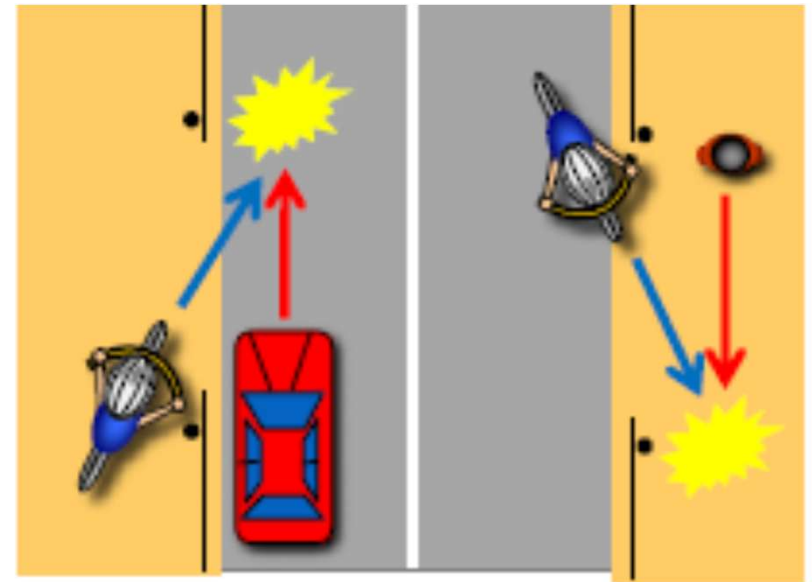


3. 自転車通行空間の通行ルールについて

駐停車車両を避けるときは注意が必要



車道の左側通行が困難な場合は歩道通行が認められますが、
車道から歩道への乗入れまたはその逆の場合も自動車・バイク・歩行者に注意してください。



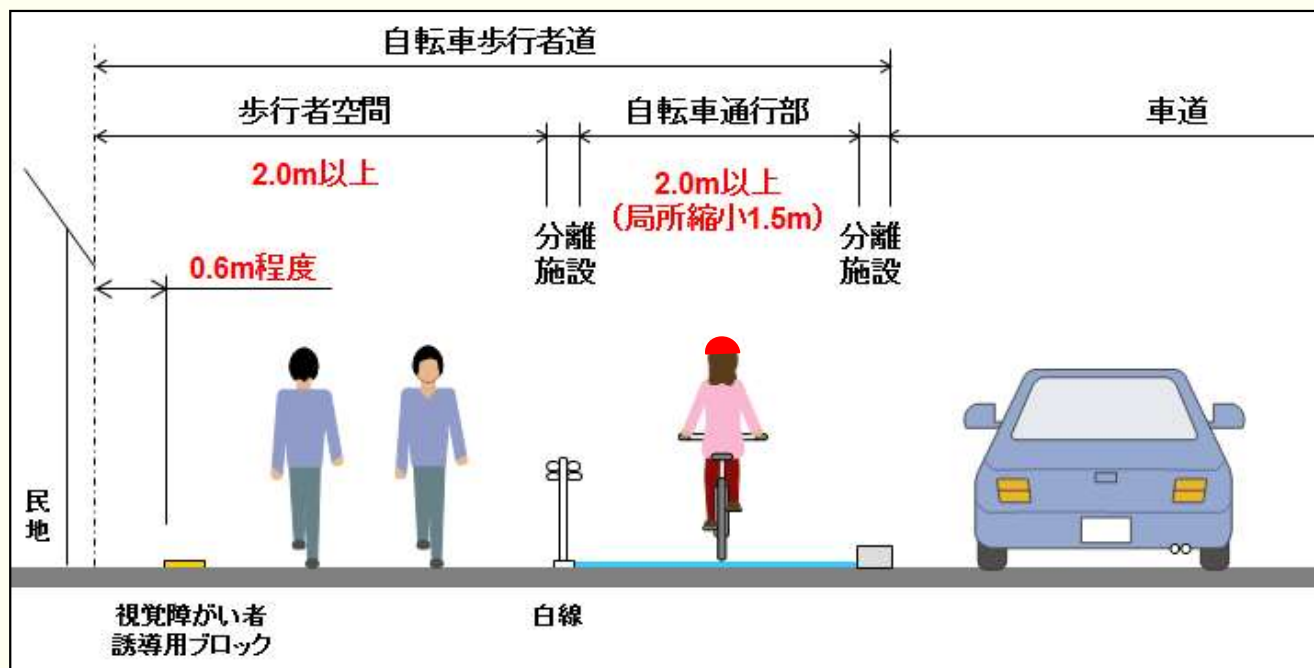
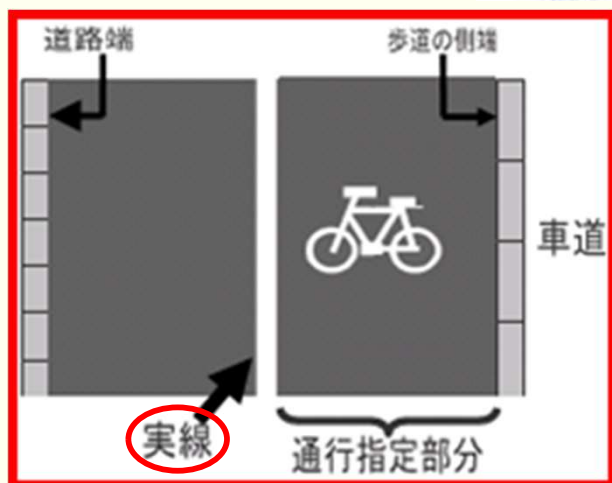
3. 自転車通行空間の通行ルールについて

④ 自転車通行部

このタイプは歩道内で白線や柵、縁石等により歩行者と自転車の通行部を分離しているものです。白の実線が設置されている場合は交通規制がかかり、自転車は自転車通行部を徐行しなければなりません。双方向に通行できます（左側通行）。

交通規制あり

（白線の設置）



通行

双方向通行可（左側通行）

歩行者優先

ルール

普通自転車通行指定部分の中を徐行

※ただし、普通自転車通行指定部分を通行する歩行者や、通行しようとする歩行者がないときは、徐行せずに、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行できる。

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

④ 自転車通行部



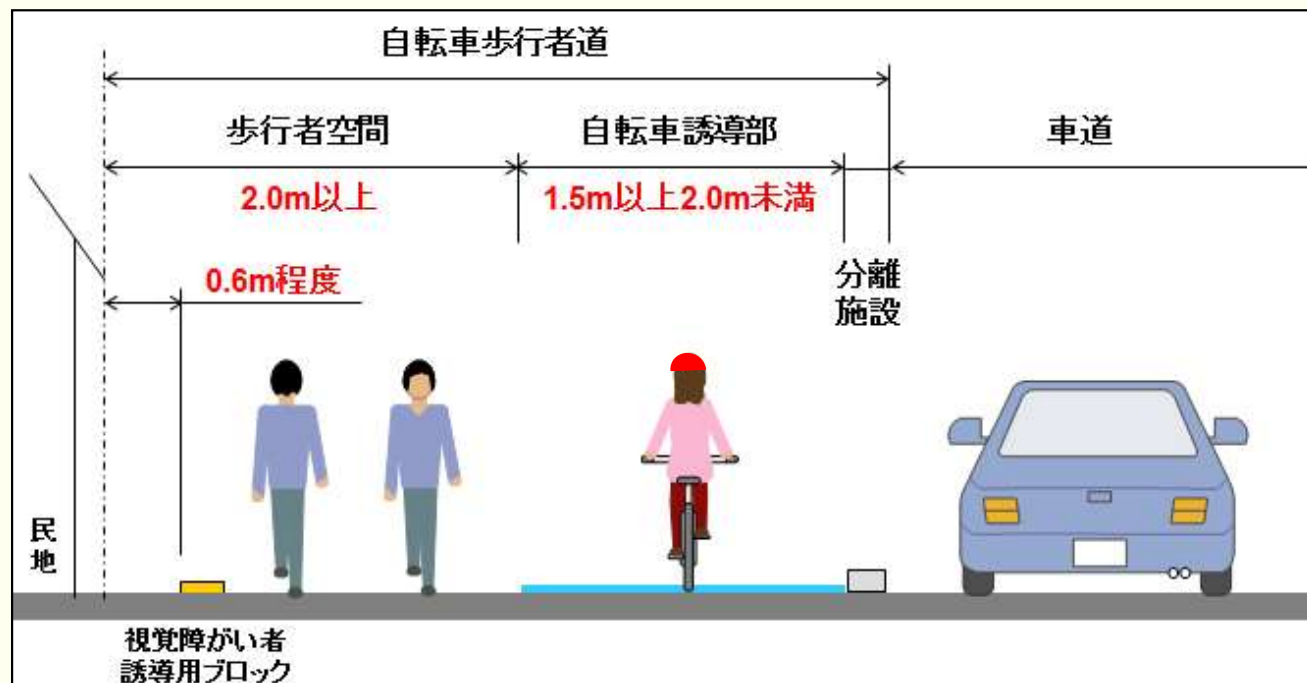
3. 自転車通行空間の通行ルールについて

⑤自転車誘導部

このタイプは歩道内の自転車が通行すべき部分を着色したもので、交通規制はありません。自転車は歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行の妨げとなるときは、一時停止しなければなりません。双方向に通行できます。（通常の普通自転車歩道通行可の標識がある歩道と同じです。）

交通規制なし

（一般的な自転車歩行者道）



通行

双方向通行可（左側通行）

歩行者優先

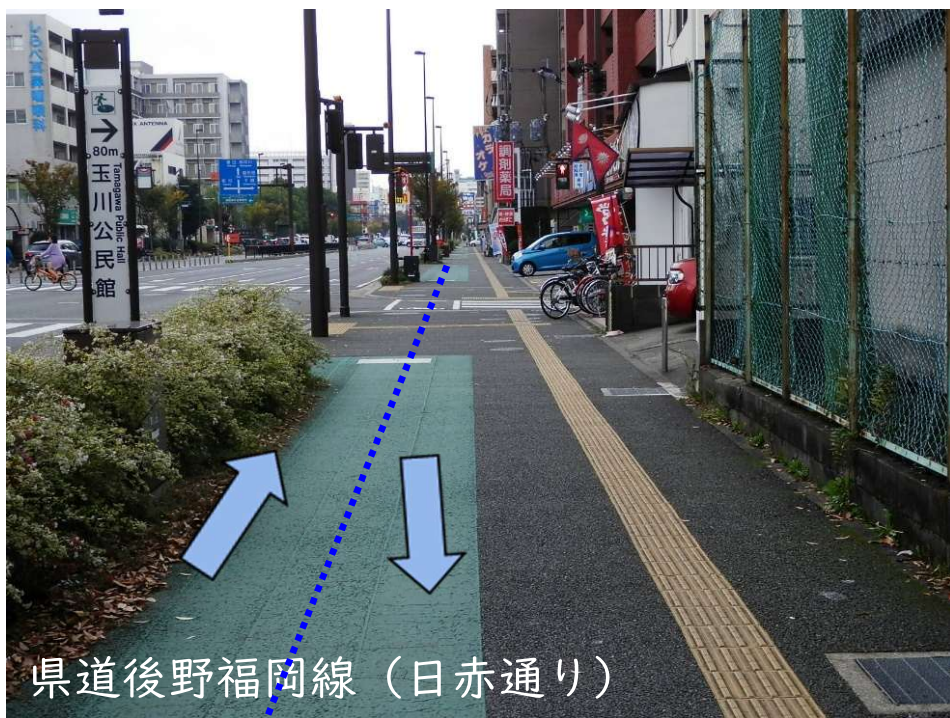
ルール

歩道の中央から車道寄りの部分を徐行

（直ちに停止できる速度）し、通行

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

⑤ 自転車誘導部



※整備年次が古い路線は緑で着色されています。

4. 交差点の通行ルールについて

最後に交差点の通行ルールについてです。

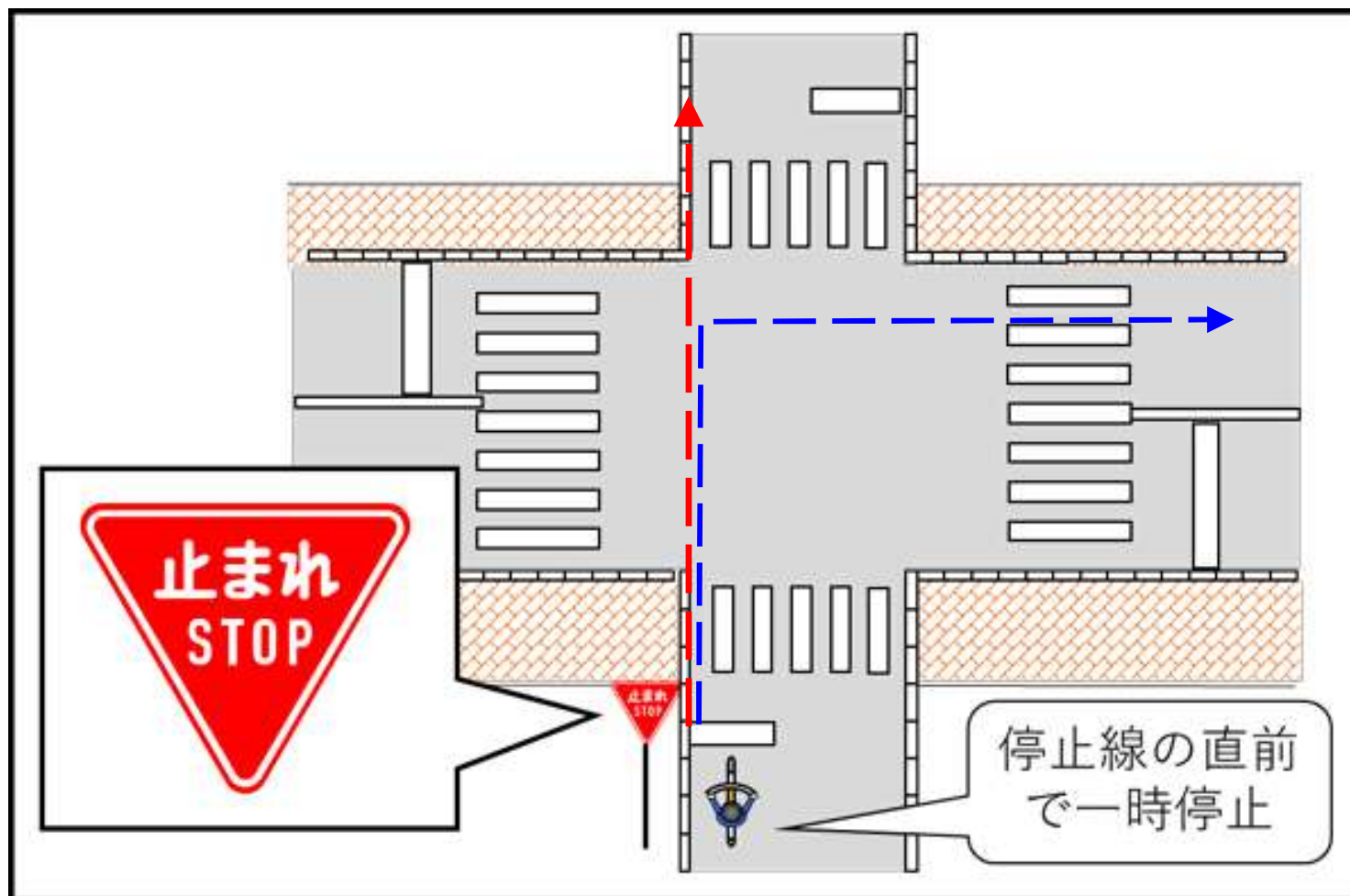
※警視庁のHPより転載しています。

1) 一時停止標識のある交差点の場合

自転車は他の車両と同様に道路標識・標示のあるところでは、その効力に従う義務があります。

一時停止標識のある交差点では、**停止線の直前（停止線が無ければ交差点の直前）で一時停止**

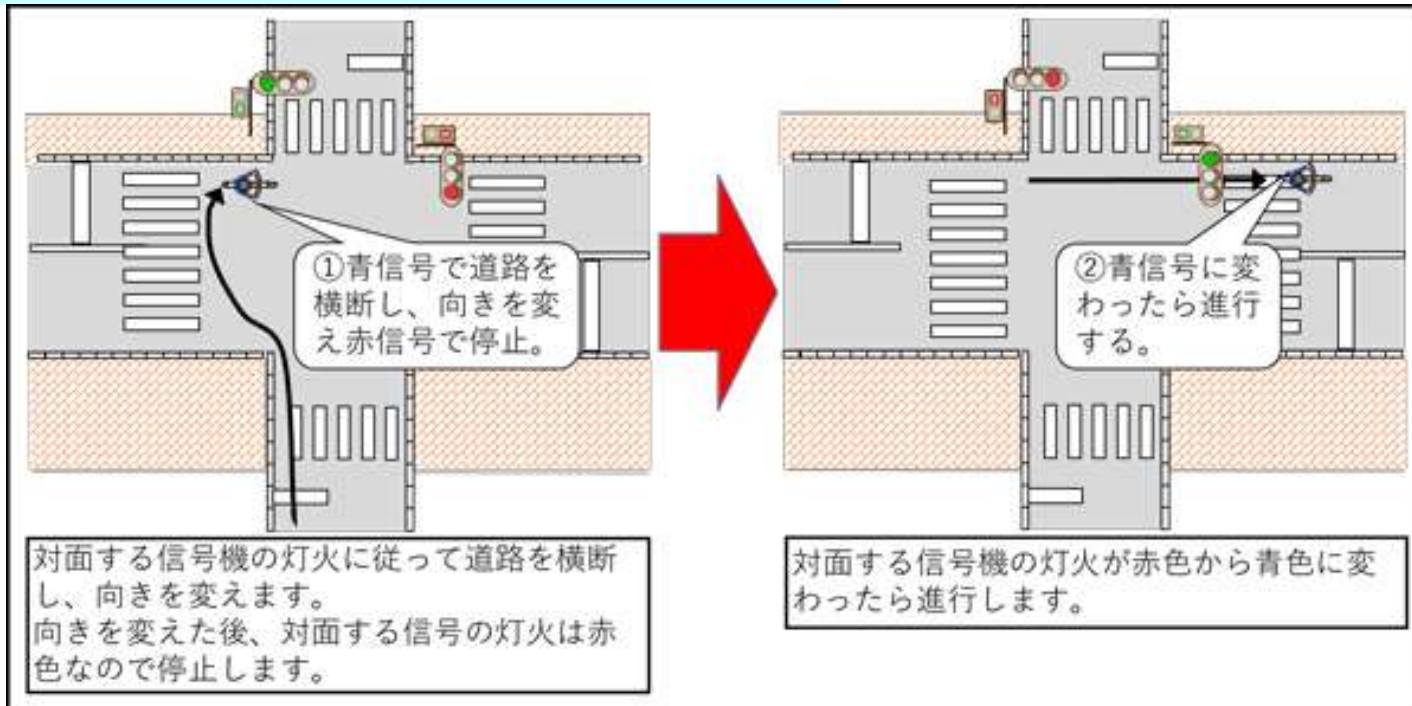
しなければなりません。（罰則）3か月以下の懲役または5万円以下の罰金等



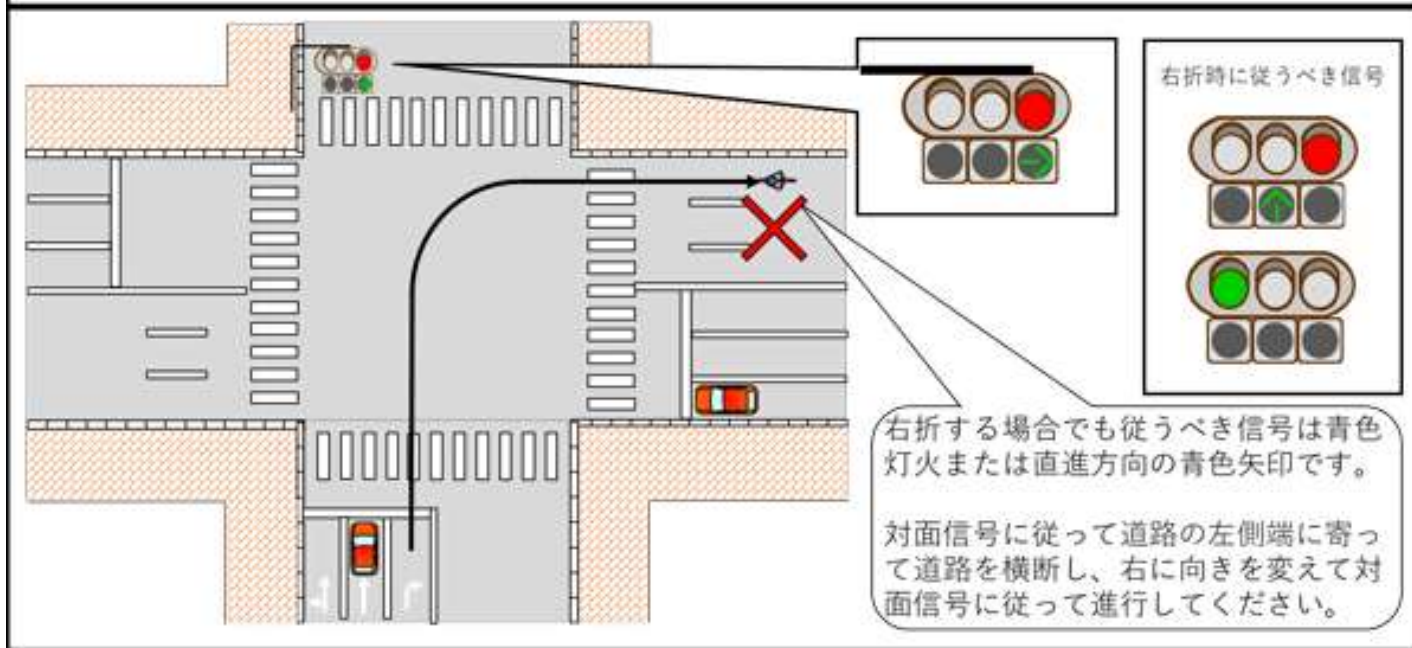
4. 交差点の通行ルールについて

2) 信号機のある交差点の場合 ① 十字型交差点

OK



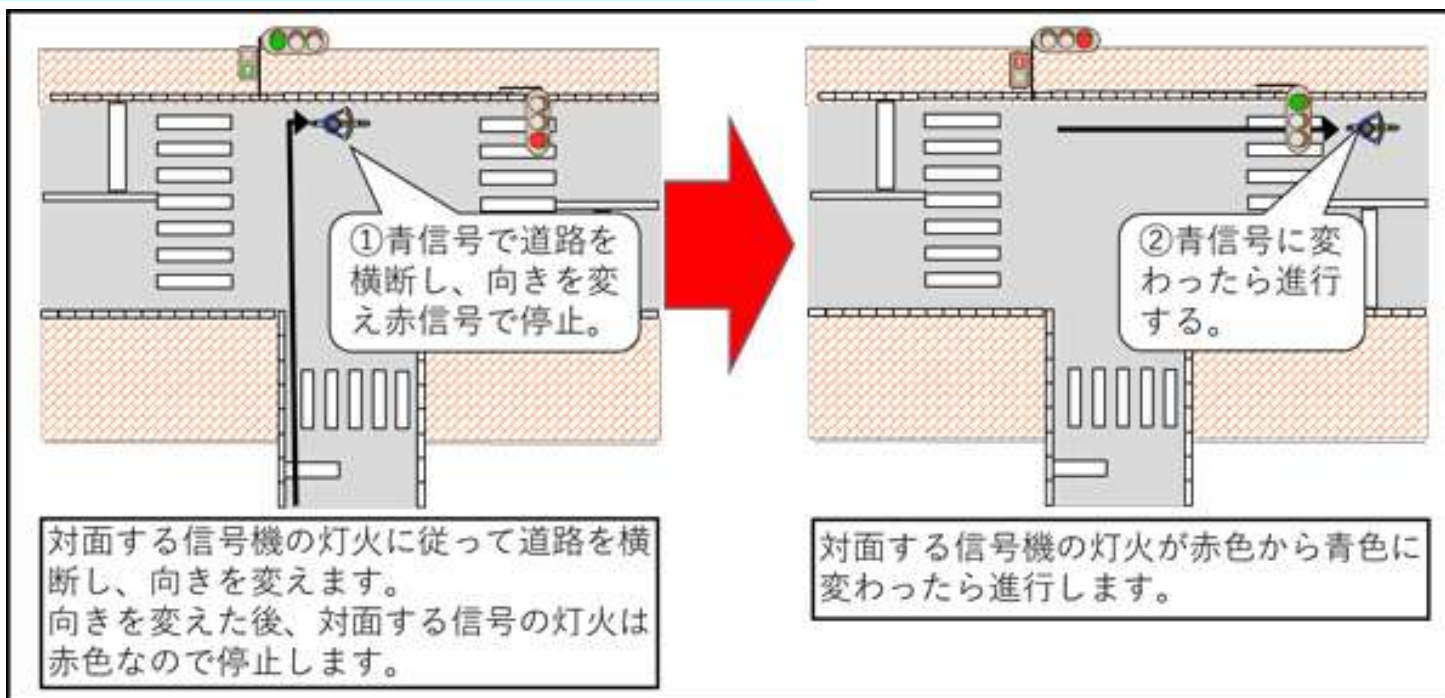
NG



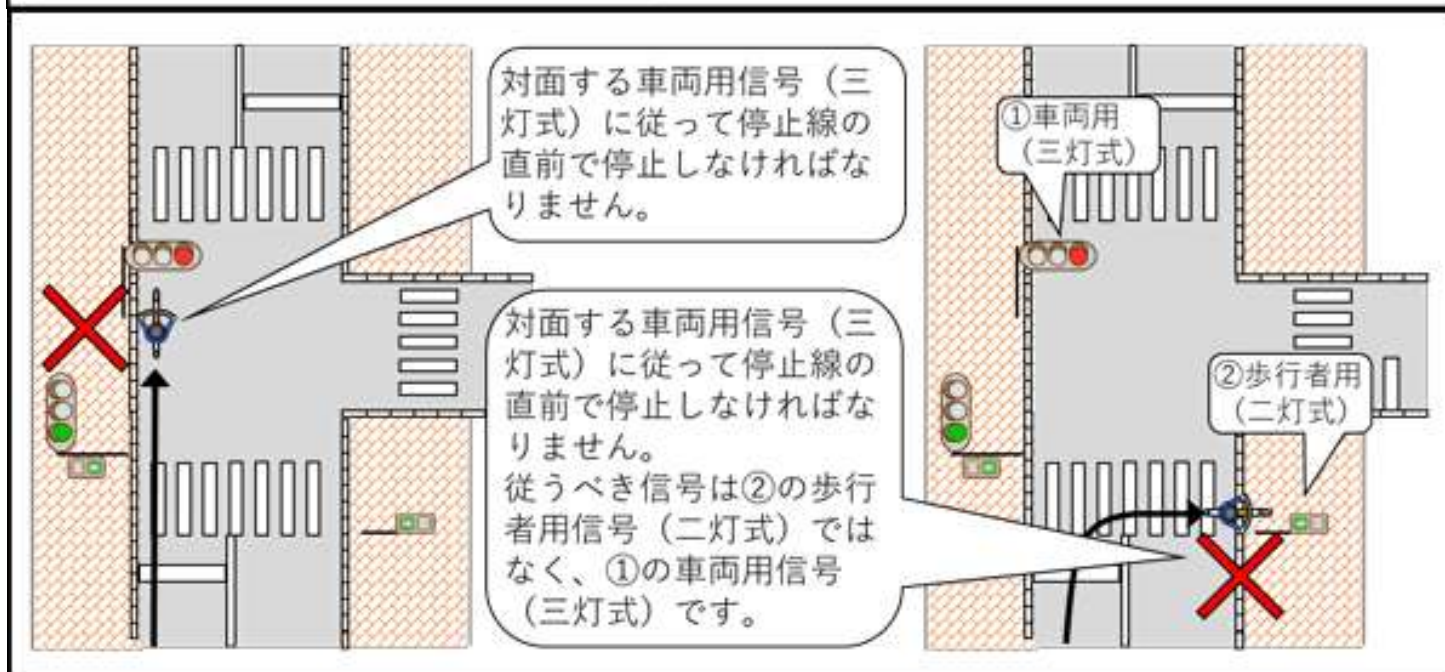
4. 交差点の通行ルールについて

2) 信号機のある交差点の場合 ②T字型交差点

OK



NG

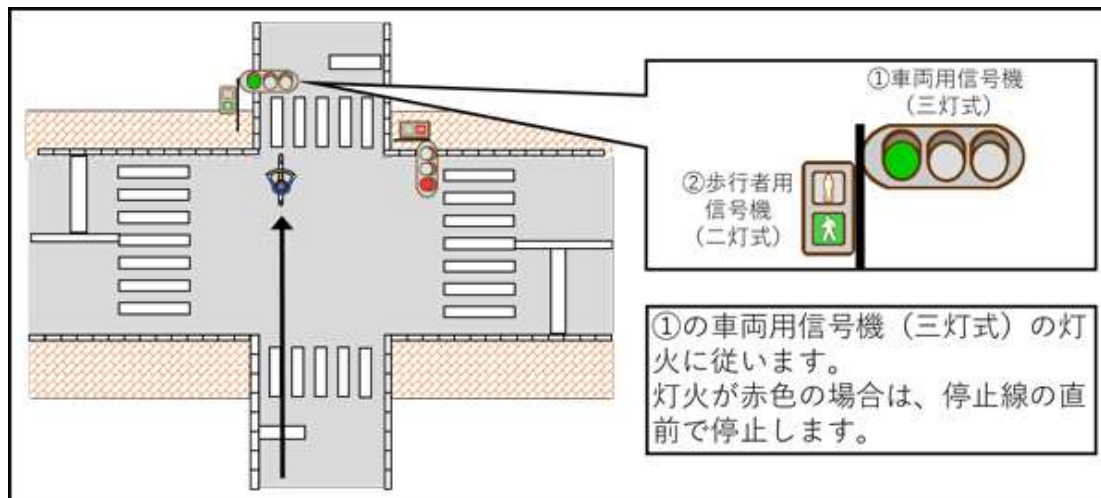


4. 交差点の通行ルールについて

3) 自転車が従うべき信号機（**車道**走行中）

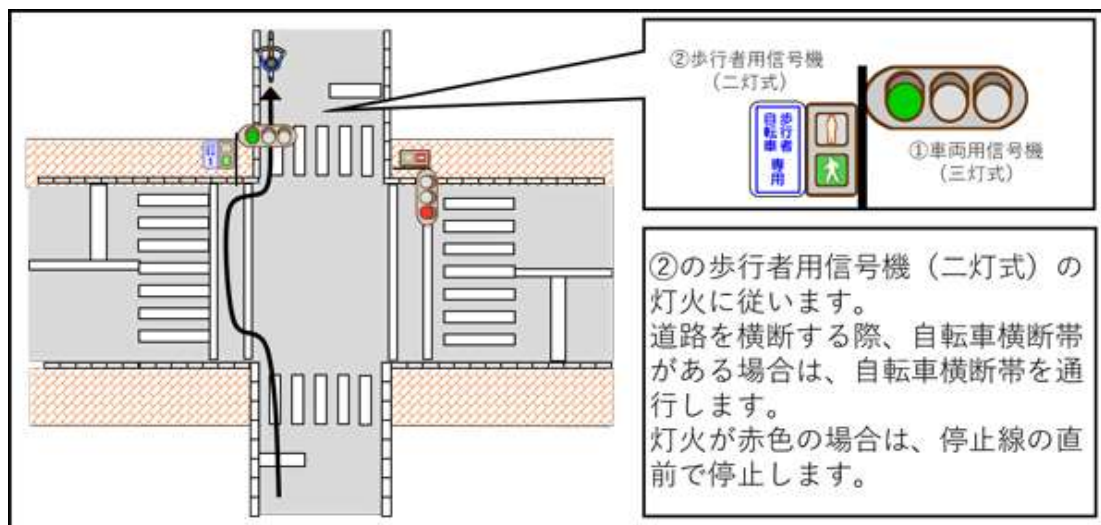
歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の標示がない場合

→**対面する車両用信号機（三灯式）に従って通行します。**



歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合

→**対面する歩行者用信号機（二灯式）に従って通行します。**

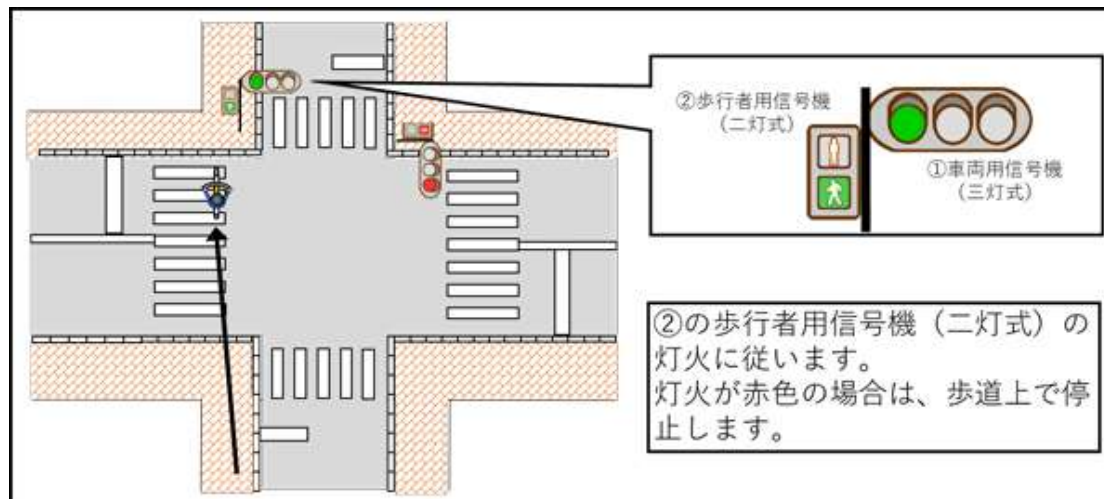


4. 交差点の通行ルールについて

3) 自転車が従うべき信号機 (歩道走行中)

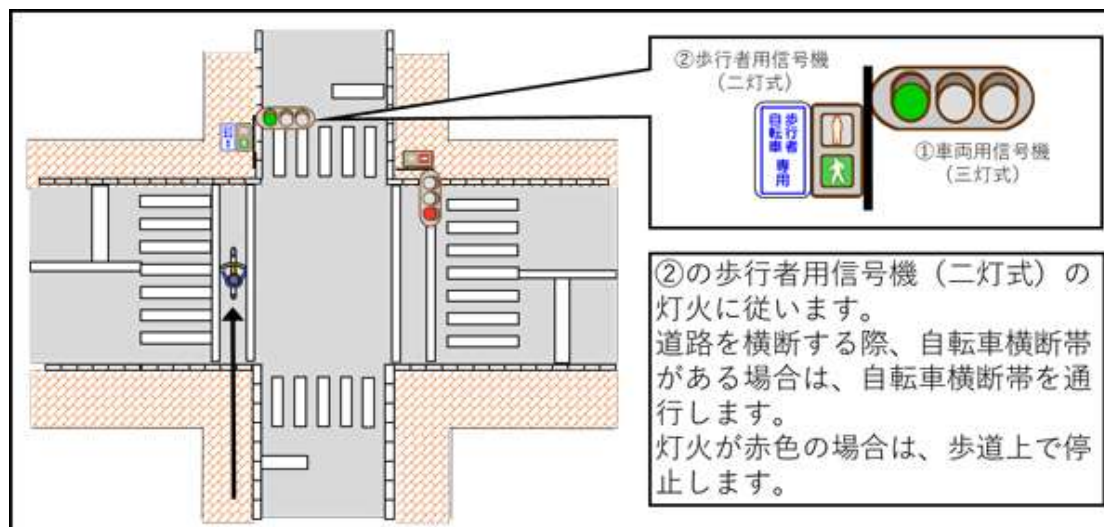
歩行者用信号機 (二灯式) に「歩行者・自転車専用」の標示がない場合

→ **対面する歩行者用信号機 (二灯式) に従って通行します。**



歩行者用信号機 (二灯式) に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合

→ **対面する歩行者用信号機 (二灯式) に従って通行します。**

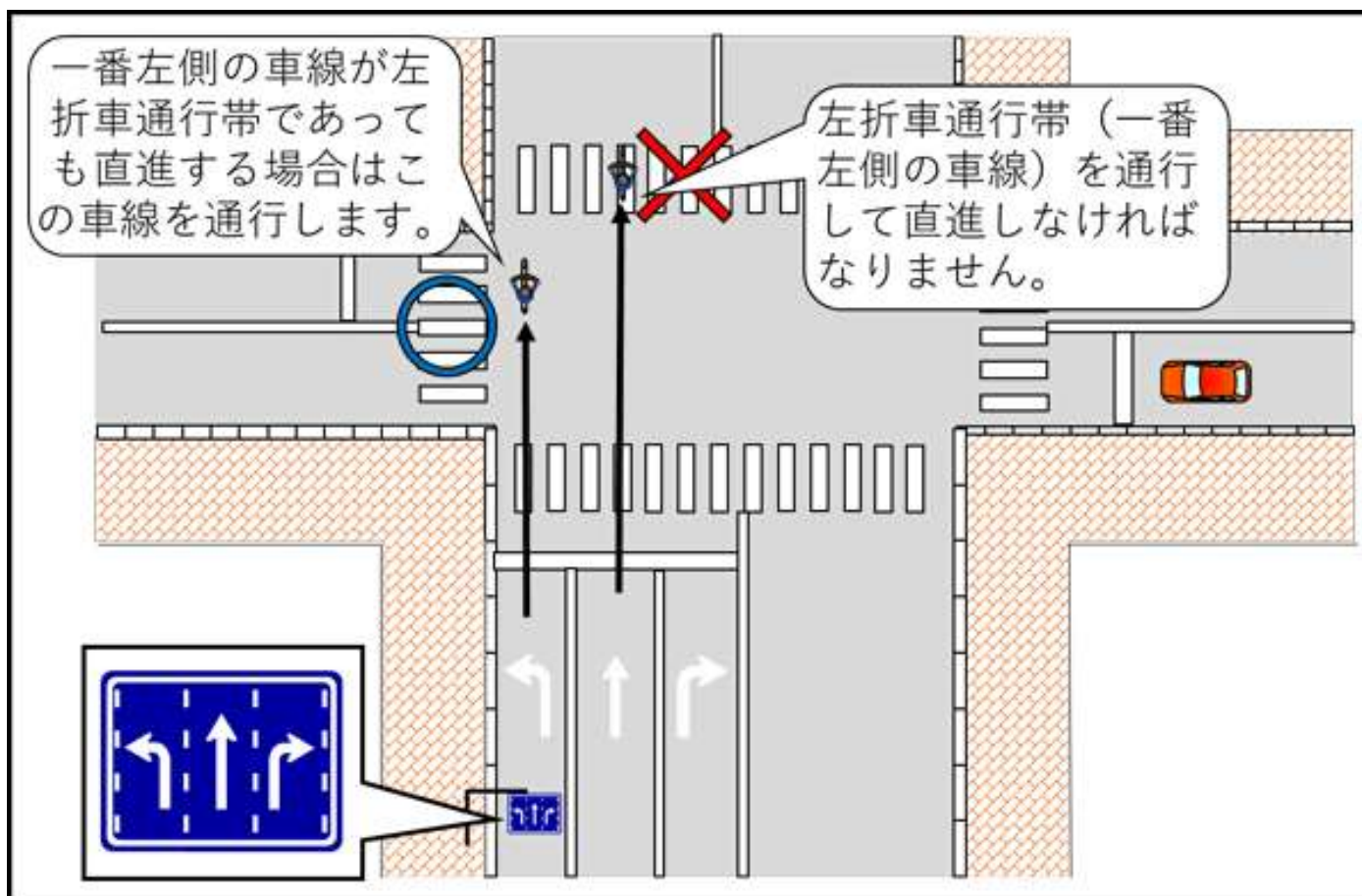


4. 交差点の通行ルールについて

4) 進行する方向に関する通行区分が指定された交差点

自転車は道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときであっても、それに従う必要はありません。

よって、進行する方向に関する通行の区分が指定されている交差点であっても、**自転車は道路の左から数えて一番目の車両通行帯を通行**しなければなりません。(罰則) 5万円以下の罰金

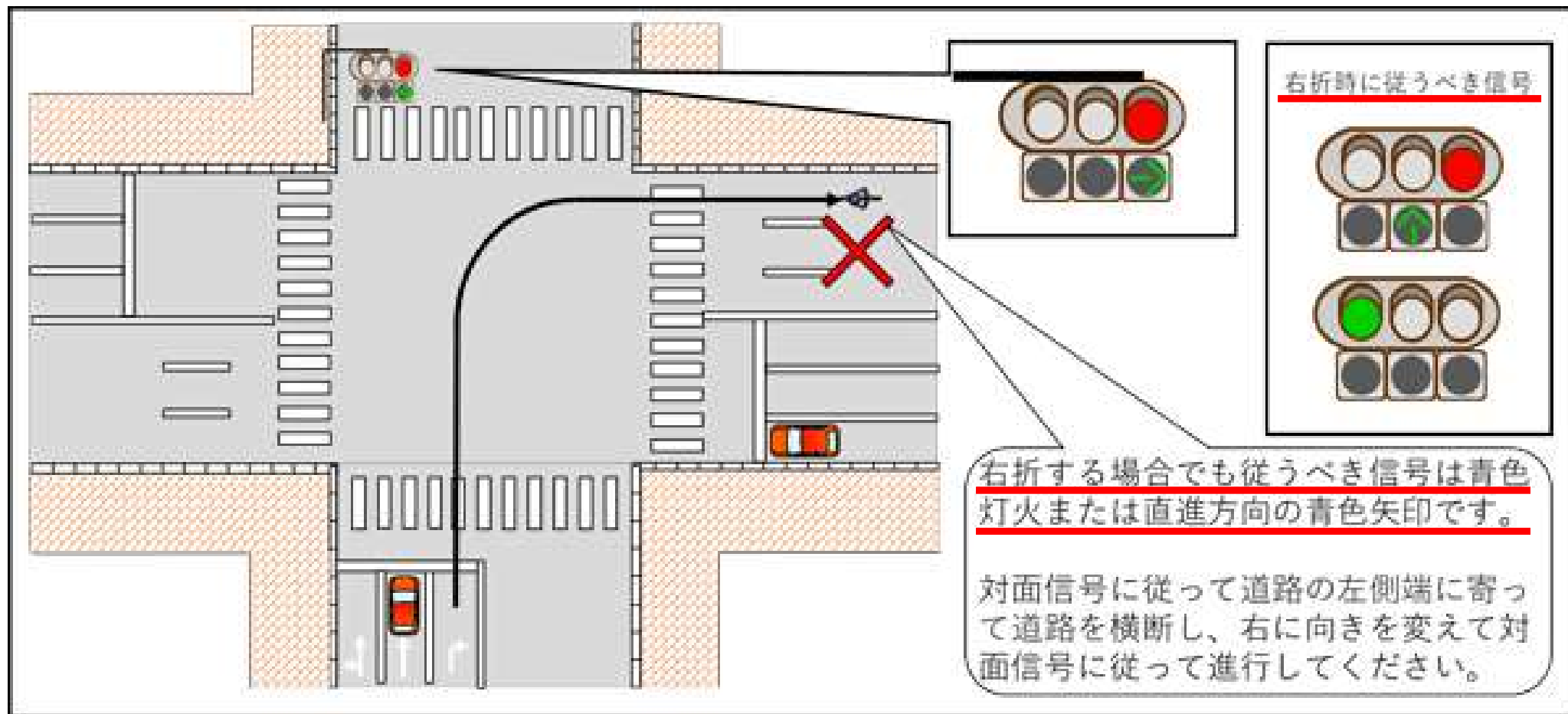


4. 交差点の通行ルールについて

5) 矢印信号機のある交差点

青色の矢印が表示される信号機のある交差点では、自転車が右折する場合、右方向の青色矢印ではなく、青色灯火または直進方向の青色矢印に従います。

自転車はいわゆる二段階右折をしなければなりませんので、青色灯火または直進方向の青色矢印に従って、道路を直進して横断した後、右に向きを変えて対面する信号機に従って進行します。



☆**車道が原則！歩道は歩行者優先！**車道寄りを徐行

☆信号や一時停止等の道路標識等を守る

☆夜間はライトを点灯

☆イヤホンやスマホ等の**ながら運転はしない**

☆**飲酒運転は禁止！**

☆**ヘルメットをかぶりましょう！**

☆令和8年4月より**自転車交通反則通告制度(青切符)**による取締りが開始

☆安全運転を心がけましょう



私たち
チャリ・エンジェルズです！

町美子

巡子

輪子